

リレーメッセージ



「聞いて!聞いて!私の声」・・・「おがわ町九条の会」では町のみなさんのいろいろな声を集めています。「九条へのおもい」「平和への願い」「現状への不平・不満」などなど、みんなに聞いてもらいたいことを、どうか事務局までお届けください(匿名でも結構です)。今回五人の方々のご協力をいただきました。ありがとうございました。(表題は編集部でつけさせていただきました)

「教育基本法」の精神が輝いてこそ!

飯田 笠原恵子

昨今の青少年の諸問題をあげて、「教育基本法は時代に合わない」とう人がいます。しかし、その要因をつくってきたのは、基本法の精神をねじまげてきた国の政策そのものです。私の教師生活は、その権力の圧力から子どもたちを守るために、わかる授業・仲間との連帯から生まれる楽しい学校をどう創るか、まさに闘いの日々でした。あの時、「どんなに教育が歪められても、基本法と憲法が健在なら、必ず未来に克服できる、展望を持てる」と思ったものです。「国連・子どもの権利委員会」の勧告 (<http://www.dci-jp.com/syoken2.html> で検索可能) でも指摘されたように日本は強度の競争から子どもたちを解放し、本来の学ぶ喜びを子どもたちに味あわせるべきです。世界一学力が高いと言われているフィンランドの教育に競争や強制はありません。

今何より大事なことは、改悪して戦前に戻すことを許さず、教育基本法本来の光をしっかりと灯させることです。この精神が輝いてこそ、日本国憲法が私たちの生活に生きる力となるのだと思います。

「愛国心」って・・・

腰越 新井喜代美

今話題になっている「愛国心」。これって本当に「日本に住んでいて良かったな」と思える時自然に感じるものですね。教育で子どもたちにたたき込むものではないと思いませんか? 子ども達が今おかれている現状を見ても、医療制度が改悪されて(混合診療)お金がなければ行き届いた医療も受けられない、そして介護保険も金次第で、やむなく利用中止せざるを得ない(保険料は年金で天引きとられるのに)お年寄りが増えている現状。このところ、公共サービスがどんどん悪い方へ向かって政治が進められていますよね。国民年金の掛け金徴収などが官から民へ移されてサラ金まがいの取り立てが(「市場化テスト法」今国会で成立)さらに進みそうです。すでにテスト実施されていた東京や大阪、名古屋等では、いろいろな問題が出ているようで、そうした記事を新聞で読んでいて私は思わず「なんて日本は酷い国になってしまったんだろう!」と思いました。とても子どもも大人も「愛国心」を持てる状態ではないじゃないですか?

憲法九条守る事は私たちの使命

小川 三上洋子

昭和20年4月、東京は焼け野原でした。疎開の小川高女の1年生の夏、私は終戦を迎えました。実家に帰るたびに池袋、新宿の闇市で食べ物をめぐり争う人々、GIに物をねだる人達、これが神国日本と言っていた人々の姿かと思えました。夏休みを境にすべてが一変しました。学校、先生方、生徒たちのとまどい・・・

沢山の犠牲の上でできた憲法九条。これを守ること、それが私たちの使命であり、アジアの人々への謝罪だと思のです。

いそいで、9条改憲反対を多数派に

木部 渡辺礼一

国民投票法案と教育基本法改正案、会期延長がないとのこととで今国会成立はなくなった。しかし今国会での成立はなくなったとはいっても、与党がわは継続審議として次期国会での成立を目論んでいるので、私たちが休んでいる暇はない。九条の会に直接かかわるのは国民投票法案である。九条を変える憲法改正のための法案なので、私たちの立場は「国民投票法は不必要、廃案」である。だが、私たちは改憲派のねらいをつかむためにも、法案内容に注意をはらう必要がある。投票方式(条文毎が関連事項一括か)、改正成立要件、テレビ等の広告問題、公務員・教員等の運動禁止など問題点はたくさんある。このような国民投票法ができれば、憲法改正にむけての改憲派の大打進が始まるのである。私たちは九条改憲反対の多数派を形成するため、あらゆる努力を急ぐ必要がある。

九条の会埼玉講演会

バス1台(50名)で参加

5月9日(火)さいたま市大宮区のソニックシティで「九条の会埼玉講演会」が開かれました。ノーベル賞作家大江健三郎、評論家の加藤周一、作家の沢地久江の各氏が憲法を、教育基本法を熱く語りました。定員を上回る3500人の参加者がありました。「おがわ町九条の会」ではバスをチャーターし、50名の方が参加しました。参加者の声です。

★9条の大切さを感じました。絶対にこの宝物を守り抜かなければと思います。私は大江健三郎さんの話に共感しました。戦後の荒廃の中で見つけた憲法、教育基本法の「希求」の文字の大きさ、尊さ。教育基本法を変えさせてはいけないと強く思いました。

★大変有意義な講演会でした。特に沢地久江さんの「ものが言える世の中がどんなに大切なものか。戦前の非人間的な時代の遺物をすべて解き放ったものが憲法である」というお話に心から共感できました。

九条の会2周年 全国交流会 開催

2年間で全国に5,174団体

「九条の会」が2周年を迎え、6月10日全国交流会が開かれました。1500名が参加(おがわ町の会から3名参加)。翌日は各新聞にも取り上げられています。「九条の会」については<http://www.9-jo.jp/>で検索可能)





ハッピー・トレイン (東上ラインワーカーズバンド)
その楽しい舞台には定評がある。結成 30年の押しも押されぬ実力派アマチュアバンド。
代表・山口邦裕さん。 中爪地区在住



長尾愛子さん
(ピアノ弾き語り)
日本キリスト教団小川教会牧師婦人。今年
は地域の消費者グル
ープの幹事も努めて
内外に爽やかに活躍。
小川地区在住。



岡部洋子さん (メゾソプラノ歌唱)
岡部上さん (ピアノ伴奏) ご夫妻
上氏は高校教師(音楽)を勤め上げ、現
在も従前からのピアノ教室をお二人で続
けて、長年の町の音楽文化育成に貢献。
角山地区在住。

大塚秀子さん (ソプラノ歌手)
33年間の教師(高校)後、ご家族の介護で
家庭を守りながら、長く音楽活動にも活躍。
日本歌曲振興会会員。 青山地区在住。



—おがわ町の九条の風— 愛と自由そして平和 町民コンサート

7月1日(土曜日)午後3時より **パトリアおがわ多目的ホール**
(小川町総合福祉センター)



WGBC(アカペラジャズコーラス)
プロもどきの音楽センスにソクソク、ワクワク。代表 塚越攻さん。増尾地区在住



遠藤ひとみさん (吹奏楽器演奏家・作曲家)
オランダに留学。アムステルダム・スウェーリッ
ク音楽院卒業。各種の笛(リコーダ、尺八、オカリナ、
ケーナ、パンフルート等)の演奏から作曲、編曲に
も力を注ぎ、日本と世界の音楽の異文化交流で共生
平和を奏でる。旬ひとみ音楽工房主宰。東小川在住。

平和だから歌えます
自由だから持えます
そこに愛があるから奏でられます
だから
わたしたちの町で

こんなに素敵なコンサートができます

協力チケット：一般(前売)800円(当日 1000円)、障害者・高校生以下 500円
主催 おがわ町九条の会 後援 小川町、小川町教育委員会

ごあいさつ

おがわ町九条の会 代表委員(6人)の一人 **西田一雄**

今年1月、成人式参加の新成人に向けて配った「おがわ町九条の会」のピラを大事に晴れ着の中にしまう姿が目立ちました。昨年11月「憲法九条」を改定して「戦争のできる国」に変えようとする改憲案が発表されてから初めての成人式でした。

戦後60年、一人たりとも兵器を持って人を殺した事のない日本が、立場を変えようという現実を、そしてかって自分と同じ年代の青年が、あまたの夢や希望を踏みじられて戦場に駆り立てられ、人を殺し、自分も死んでいった歴史、愛する人を失った悲しみにひしがれた人たちのことを、新成人の方々が思い浮かべてくれたのでしょうか。

今回「おがわ町九条の会」は、「愛と自由そして平和」をテーマに町民コンサートを開きます。小川町在住の一流の演奏家の方々のご協力を得て開かれるこのコンサートは、私なりに言えば「讃えよう生命と愛の力を・守ろう自由と平和を・憲法九条はその源」という考えに基づくものです。

小川町には、今回出演される方のほかにも、すぐれた演奏家の方や絵画や写真、その他さまざまな分野で活躍されている方が大勢いらっしゃいます。

「おがわ町九条の会」は、今後もそれらの方々のご協力も得てこのような会を開催し、合わせて「国のあり方の基本としての憲法九条」を守る一点で町民全部の皆さんと手をつなぐ運動を広げたいと思っています。

ふるさと 故郷で歌える幸せ

出演者を代表して **大塚秀子**

戦争では平和は来ない。
世界平和を祈りつつ小川町で歌いたい。
美しい故郷の自然やそこに生きる人々の愛と祈り、
それはどこでも、いつの時代でも共通でしょう。
なつかしい小品を選曲してみました。

出演者の皆さんの演奏予定曲目(抜粋)

手のひらに太陽を 戦争を知らない子どもたち アメージング・グレース さとうきび畑 夏は来ぬ 埴生の宿 エーデルワイス 上を向いて歩こう 花 コンドルは飛んでいく・・・他

—チケット等のお問合せ—

愛と自由そして平和町民コンサート 実行委員会事務局

電話とFAX 0493-73-1478 (藤村吉則方)

Eメール kyujoyougawa@hotmail.co.jp

—チケットの売っているところ—

リッパおがわ カメラの秩父堂 わらべ
リッパ 地ビ-屋雑穀工房 シプレッ
ラデュモハン 珈琲ハウスコスモス とまと

やさしいことばで日本国憲法

池田香代子 訳
C.ダグラス・ラミス 監修・解説

第2章 戦争の放棄

第9条

わたしたちは、心から求めます。
世界じゅうの国が、
正義と秩序をもとにした、
平和な関係になることを。
そのため、日本のわたしたちは、
戦争という国家の特別な権利を放棄します。
国と国との争いを解決するために、
武力で脅したり、それを使ったりしません。
これからは、ずっと。

(正文)

1) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

この目的をまっとうするために、
陸軍、海軍、空軍そのほかの、
戦争で人を殺すための武器と
そのために訓練された人びとの組織を
けつして持ちません。
戦争で人を殺すのは罪ではないという特権を
国にみとめません。

(正文)

2) 前項の目的を達するため、
陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
国の交戦権は、これを認めない。

パトリアおがわ案内図

